

一般社団法人 Y R P 研究開発推進協会

会費規則

(2020年12月1日制定、同日施行)

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人 Y R P 研究開発推進協会（以下「当法人」という。）定款第7条の規定に基づき、当法人の会費等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員種別及び会費)

第2条 会員は、当法人定款第5条に定める会員種別に応じ、別紙「会費の算定基準」に基づき、会費を納入しなければならない。

2 当法人の目的達成のためにやむを得ない理由があるときは、理事会の決議により前項によらない取扱いを行うことができる。

(会費の請求)

第3条 理事会において当法人定款第44条に定める事業計画及び予算計画を決議した後、速やかに年会費を請求する。

(会費の納入)

第3条 会費は、毎年7月末日までに、年会費全額を一括して指定の銀行口座に振り込むものとする。当該振込の手数料は、振込を行う会員の負担とする。

(会員資格の継続)

第4条 会員の資格は、当法人定款第43条に定める事業年度の終了の日の30日以上前に、退会の届出がない場合は、翌事業年度についても継続するものとする。

(事業年度途中の入退会)

第5条 事業年度途中で入会又は退会したときは、当該年度の会費は、別紙「会費の算定基準」に示す額とする。

2 事業年度途中で入会又は退会したときは、当該月に前項で定める会費を請求する。会員は、その翌月末日までに指定の銀行口座に振り込むものとする。当該振込の手数料は、振込を行う会員の負担とする。

附則

1 一般社団法人に移行する前の Y R P 研究開発推進協会の会員であった者の会費については、当法人設立時においては、別紙「会費の算定基準」第1項及び第2項によらず、移行する前の額と同じとする。会員からの申し出があればそのかぎりではない。

2 当法人の設立初年度の会費の納入期限は、理事会の決議を経て別に定める。

別紙

会費の算定基準

- 1 会員の年会費については、表 1 のとおりとする。

表 1 : 会員の年会費

会員種別	年会費
正会員	1口30万円（1口以上）
スタートアップ会員	1口10万円（1口以上）
特別会員	なし
アカデミア会員	なし

- 2 会費の額については、1口を下回ることはできない。
- 3 会員は、自らの申し出により、事業年度の終了の日の30日以上前に次の事業年度の口数を変更することができる。
- 4 事業年度の途中で入会又は退会した会員の当該事業年度の会費の額については、表 2 及び表 3 のとおりとする。

表 2 : 正会員の入会又は退会の事業年度の年会費 [単位 : 万円]

入会又は退会の月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入会時の年会費	30	30	30	30	30	30	15	12.5	10	7.5	5	2.5
退会時の年会費	10	10	10	10	15	20	25	25	25	30	30	30

※ 1口を超える場合は、口数を乗じる

表 3 : スタートアップ会員の入会又は退会の事業年度の年会費 [単位 : 万円]

入会又は退会の月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入会時の年会費	10	10	10	10	10	10	5	5	5	2.5	2.5	2.5
退会時の年会費	5	5	5	5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	10	10	10

※ 1口を超える場合は、口数を乗じる